



議案第二号

吉田地区農業構造改善関連整備緊急対策事業計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十三年二月二日

三朝町長 松村喬成

昭和五十三年二月二日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

記

- 一 事業の名称 農業構造改善関連整備緊急対策事業
- 二 事業の場所 東伯郡三朝町大字吉田・片柴・坂本及び余戸の地内
- 三 事業の概要 農地造成面積 九五ヘクタール
連絡農道 延長一、〇八八メートル・幅員五〇（有効幅員四〇）メートル
- 四 事業費 九〇〇、〇〇〇円
- 五 事業の実施方法 請負
- 六 事業の実施時期 昭和五十二年度